

日 時	令和5年10月24日14時30分	場 所	天神ビル11階 2号会議室
出席者	委員：鶴崎、松野尾、勝山、柴田、福地 事務局：建築指導部長 柴田、建築指導課長 松尾、指導係長 伊東、道路判定係長 下平、坂本、吉川、石作、泊、監察第1係長 江口		
案件概要	第241号議案 敷地等と道路との関係 (博多区吉塚三丁目地内) 第242号議案 保存建築物の登録 (中央区大名一丁目地内) 第243～265号議案 (包括同意報告) 敷地等と道路との関係 第266、267号議案 (包括同意報告) 道路内の建築制限		
◇は建築審査会委員の質疑及び意見を示す。→は事務局の回答及び意見を示す。 今回の建築審査会の傍聴人は0名。			
<p>●第241号議案 — 同意 —</p> <p>事務局より計画位置及び図面の詳細説明を行い、各委員とも一致して本議案を認めた。 (主な質疑内容)</p> <p>◇議案書と立面図で最高の軒の高さの数値が異なる理由は。 →議案書には平均地盤面からの高さで記載している。</p> <p>◇協定道路の末端(申請敷地の北西側)には段差があるようだが支障はないのか。 →協定道路には末端側から車等での進入はできないが、人の通行は可能である。また、車は、北東側から申請敷地まで通行することができるため支障はない。</p> <p>◇申請敷地の対向敷地はセットバックを既に行っているようだが、協定道路に参加していないのはどうということか。 →協定道路の締結にあたり、対向敷地の所有者は、既に分筆しセットバックもしており今すぐに建替える予定もないことと、申請者が許可申請を急いでいたためである。また、対向敷地が建替えを行う際には協定道路に参加しないと、法第43条第2項第2号の許可申請が受け付けられないため、今後加入する必要がある。</p> <p>●第242号議案 — 非公開 —</p> <p>●第243～265号議案 — 非公開 —</p> <p>●第266、267号議案 (包括同意報告) 事務局より包括同意の内容について説明を行った。 (主な質疑内容) 特に意見なし。</p> <p>11月分予定 日時：11月24日(金)13時30分から 場所：未定 12月分予定 日時：12月26日(火)14時30分から 場所：未定</p>			